

職員の懲戒処分の公表について

令和8年8月1日

桐生地域医療企業団では、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 被処分者の所属部局名 桐生厚生総合病院 薬剤部
2. 被処分者の職名 科長
3. 被処分者の年齢 50代
4. 処分に至った事実の概要 パワーハラスメント

薬剤部職員に対し、強い口調による叱責、理不尽な言動、威圧的な言動など、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動によるハラスメント行為が行われていたことが確認された。令和3年11月に職員に対するハラスメント行為により文書注意を受けたにも関わらず、同様の行為が繰り返されていた。

5. 処分年月日 令和8年8月1日
6. 処分内容 停職1か月

【企業長コメント】

このたび、当院職員によるハラスメント事案により懲戒処分を行いました。市民の皆様に対し多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受け止め、再発防止策を徹底し、信頼回復とより良い職場環境づくりに全力で取り組んでまいります。

お問い合わせ先
桐生厚生総合病院 総務課 横倉
電話：0277-44-7163